

## 大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、学生が主体的に運営するグループが行う、本県内で活躍する各界の社会人とつながり本県の暮らし及び仕事を知る活動を支援することで、若者の将来的な本県への定着を目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 県内学生

本県内の高等教育機関に在籍する学生

#### (2) 県外学生

本県外の高等教育機関に在籍する本県出身及び本県に来県経験のある学生

#### (3) つながる社会人

県が別途作成した一覧に掲載された者または事業実施主体からの事前協議を受け県が個別に認めた者

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく本県の補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

5 別表の第3欄に掲げる者が受けられる補助の回数は、年度あたり1回を限度とする。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) つながる社会人の変更
- (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の3月20日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の3月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（情報の公表）

第9条 補助事業の公平性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 事業実施主体	4 補助率	5 限度額
<p>つながる社会人を講師等として招聘する情報交換会等の開催</p> <p>※次に掲げるすべての条件を満たすこと。</p> <p>(1) 若者が、本県内の様々な分野に関する知識を深め、本県への定着を目指した取組であること。</p> <p>(2) 5人以上の学生（事業実施主体を含む。）の参加を予定する情報交換会等であること。</p> <p>(3) つながる社会人を1人以上招聘すること。</p> <p>(4) 宗教活動、政治活動でないこと。</p> <p>(5) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つながる社会人招聘経費（謝金、交通費等）</li> <li>・事業実施主体の交通費等（同一都道府県内に限る。また、宿泊料を除く。）</li> <li>・上記を除く情報交換会等の開催経費</li> <li>・事業に係るアルバイトなど臨時的に要する人件費</li> <li>・その他事業に必要な経費</li> </ul> <p>※ただし、食糧費・備品購入費は対象外とする。</p>	<p>県内学生又は県外学生を3人以上含み、かつ、学生が主体的に運営するグループ</p>	<p>10分の10</p>	<p>150千円</p>

様式第1号（第4条関係）

年度大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援事業計画書

事業の名称	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
事業目的	
事業内容	※実施予定日、招聘予定の社会人の氏名（つながる社会人以外にあっては、氏名・所属・選定理由）、対象者、参加予定人数、開催場所、具体的な事業概要を記載してください。
県の他の補助金・ 交付金の活用	<input type="checkbox"/> 活用しません ※活用される場合、第4条第3項の規定により本補助金の交付は受けられません。
仕入控除税額の有無	有 ・ 無 ※仕入控除額の「有」「無」のいずれかに○をしてください。 「無」の場合には、その理由を記載してください。 ( 免税事業者であるため ・ その他 ( ) )
実施体制 ※事業計画書のみ	

(注) 添付書類は以下のとおり。

- (1) 事業計画の詳細が把握できる図面、パンフレット等
- (2) 事業実施主体の概要が把握できる資料（規約、構成員の所属、氏名、役割等）
- (3) 本県に来県経験のある学生にあっては、それが証明できる書類

様式第2号（第5条関係）

年度大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援事業収支予算書

1 収 入

(単位：千円)

区 分	予算額	備 考
本補助金		
市町村費		
そ の 他		
合 計		

2 支 出（事業費内訳）

(単位：千円)

事業区分	科 目	予算額	積 算
合 計			

(注) 事業に係る予算の概要が分かる資料（見積書等）を添付すること。

様

職 氏 名



年度大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金交付要綱（平成31年3月8日付第201800338738号鳥取県元気づくり総本部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知）及び地方創生推進交付金交付要綱（平成28年8月1日付府地事第291号内閣府事務次官通知）の規定に従わなければならない。



様式第5号（第8条関係）

年度大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援事業収支決算書

1 収 入 (単位：円)

区 分	決算額	備 考
本補助金		
市町村費		
そ の 他		
合 計		

2 支 出 (事業費内訳) (単位：円)

事業区分	科 目	決算額	積 算
合 計			

(注) 領収書の写しを添付すること。



様式第6号（第8条関係）

年 月 日

様

事業実施主体 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金について、大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。